

TNT WORLD WIDE株式会社

シーザース クリーク チャイルド ケア (保育園) 運営規程

(事業所の名称及び所在地)

第1条 TNT WORLD WIDE株式会社が設置する保育園 (以下「当園」という。) の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 シーザースクリークチャイルドケア シーザースクリークチャイルドケア分園  
(2) 所在地 飯能市双柳353番地121 飯能市大字川寺字榎戸466番地2

(施設の目的及び運営方針)

第2条 シーザース クリーク チャイルド ケア (以下「本園」という。) 及びシーザース クリーク チャイルド ケア分園 (以下「分園」という。) は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、「飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成 26年 8月 29日飯能市条例第 66 号)」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
- 3 当園は、児童福祉法等関連法令に遵守し、透明性のある運営に努める。
- 4 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児 (以下「利用乳幼児」という。) の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 5 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。
- 6 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 7 当園は、外国籍の利用乳幼児、その保護者の日本とは異なる価値観や文化を理解し、異国での子育てを支援すると共に、当該利用乳幼児が日本の教育機関に就学するにあたり、それが潤滑に進められるよう、保護者及び利用乳幼児を支援するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法 (以下「法」という。) 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども (保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。)

合計 45人 (本園 45人 分園 0人)

- (2) 法第19条第1項第3号の子ども (保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。) のうち、満1歳以上の子ども

合計 28人 (本園 11人 分園 17人)

- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども

合計 6人 (本園 0人 分園 6人)

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針 (平成29年厚生労働省告示第117号) に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育 (第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)

第7条に規定する時間において、保育を提供する。

- (2) 養護と教育の一体的提供  
(3) 食事の提供  
(4) 延長保育・一時預かり事業  
(5) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、各職種とも必要な場合は多職種の手伝いに入る。

- (1) 園長 1名  
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 主任保育士 1名以上  
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。本園、分園のそれぞれに配備する。
- (3) 保育士 18名以上  
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。保育士数は利用乳幼児数により増減する。
- (4) 管理栄養士・栄養士 1名以上  
利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (5) 調理員 2名以上  
栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。本園、分園のそれぞれに

配備する。

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月4日）及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分の範囲内で、時間外保育を提供し、18時30分から19時30分の範囲内で延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（法第28条第2講第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 前項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、飯能市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 地震や台風等の自然災害が発生した場合の保育の提供は園児の安全を最優先とし、以下のように行うものとする。

(1) 飯能市内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、安全を確認した後直ちにお迎えをお願いします。開園時間前に飯能市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、公共交通機関の運行状況、園周辺の建物や園舎の安全、ライフラインの状況、職員体制、給食の提供等を確認した上で保育の実施を判断する。

なお、地震発生の翌日以降の保育については、公共交通機関の運行状況、園周辺の建物や園舎の安全、ライフラインの状況、職員体制、給食の提供を鑑みて保育の実施を判断する。

台風等の場合は、気象庁から出された降水量や飯能市から発令された避難情報等により保育の実施を判断する。

鉄道等の計画運休が発表された場合、十分な保育体制を各位補することができないと判断した場合には、計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者に、登園の自粛

等を依頼することもある。

その他の不可抗力が発生した場合も、状況により保育の実施を判断するものとする。

(2) 当園からの連絡方法は、緊急メール、電話、または園舎前に掲示のいずれかの方法とする。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法上の感染症及び自然災害発生時の登園自粛及び臨時休園等の取扱いについては、人命第一に対応するものとする。

(苦情への対応方法)

第13条 当園は、利用乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付窓口を設置し、利用乳幼児保護者等に対し公表するとともに、その苦情に対して必要な措置を講ずる。
- (2) 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係を調査し、必要な改善を行う。
- (3) 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、児童虐待の防止等に関する法律も基づき、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 設置者及び職員は利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為を行わない。
- (2) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告する。
- (3) 児童虐待の帽子、早期発見のための知識と技術を習得するために、職員に児童虐待に関する研修を受講させる。

(記録の整備)

第15条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(秘密保持のための措置)

第16条 当園は、個人情報保護規程を作成し、秘密保持に関する取組をするとともに、職員に対しては定期的に研修を行うものとする。

(利用者に対する事前説明の方法)

第17条 当園は、利用者に対する事前説明の方法として、説明会等にて文書で交付するものとする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
延長保育料	18：30から19：30の保育を利用した場合	18：30～19：00： 300円/30分 19：00～19：30： 300円/15分
給食費	2号認定子ども	6,000 円/月 【内訳】 ・主食費1,500円 ・副食費4,500円
屋外帽子	全年齢：帽子の共有を防ぐため 個人持ちとし退所時に持ち帰らせるため	880円（消費税込）
食事用コップに係る費用	全年齢：PEN食器 コップ 個人持ちとし退所時に持ち帰らせるため	1,000円（消費税込）
教材費	クレヨン、のり、はさみ等 ※購入希望者	利用分
園服・体操着	3歳以上 体育指導のため ※購入希望者	利用分
遠足に係る費用	交通費あるいは入園料等が発生した場合。	利用分

※上記記載例

2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育時間：7：30～8：30及び16：30～18：30

時間外保育料	保育短時間認定者が時間外保育を利用した場合	400円/30分
--------	-----------------------	----------

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付する。